

求職活動等に関するルール

弘前大学では、改正男女雇用機会均等法に基づくハラスメント防止の観点から、求職者等の皆様が安心して本学で求職活動等を行える環境を確保するため、面談方法・連絡手段等に関するルールを以下のとおり定めます。

【求職者等とは】

- 求職者（常勤、非常勤を問わず、本学の求人に応募する者）
- 求職者以外の者のうち、以下に該当する者
 - ・ 本学の採用に資する活動に参加する者（例：インターンシップ、内定者懇談会、採用説明会 等）
 - ・ 教育実習、看護実習その他本学で実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者等が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。
なお、SNS等を介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。
(例) 採用面接への参加、就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

1. 面談（採用面接・説明会・面談等）について

(1) 面談時間

- ・ 面談は、原則として8時30分から17時00分までの時間帯に実施します。
- ・ 特段の事情がある場合を除き、早朝・夜間での面談は行いません。

(2) 面談場所

- ・ 面談は、原則として学内の会議室等で実施し、学外の飲食店・私的な場所での面談は行いません。
- ・ 密室となる場所での2人きりの面談は避け、できる限り複数の教職員で対応するよう配慮します。

2. 連絡手段（SNS・電話・メール等）について

(1) 使用する連絡手段

- ・ 求職活動等に関する連絡は、大学のメールアドレスや電話番号を使用し、私的な連絡手段は使用しません。

(2) SNS 等の私的連絡について

- ・ 教職員個人の SNS（LINE、Instagram、X 等）による私的連絡は行いません。
- ・ 求職者等の皆さまから、教職員個人 SNS への連絡を行う必要はありません。

3. 禁止される行為について

本学の教職員は、以下の行為を行いません。

- ・ 性的な発言、質問、冗談、からかい
- ・ 私生活（交際関係、性的指向等）に必要以上に立ち入る質問
- ・ 個人的な食事・交際・連絡の執拗な誘い
- ・ 不必要な身体的接触
- ・ 面談や連絡において過度に不快感や不安を与える一切の言動

4. 相談窓口について

本学の教職員採用選考（または本学で実施する実習）に際し、万一、本学教職員からセクシュアルハラスメントその他これに類する行為を受けた場合には、下記の相談窓口までご連絡ください。

【求職者等相談窓口】

メール：jm3015@hirosaki-u.ac.jp（弘前大学総務部人事課）

※ご相談内容のプライバシーは厳守されます。

※また、相談したことを理由として、選考上の不利益な取扱いを受けることはありません。

弘前大学総務部人事課 令和8年7月1日